

1 経緯

本県では、被災者の心の問題に長期的に対応し、被災精神障害者の医療と地域生活を支援するため、拠点となるみやぎ心のケアセンター（以下「心のケアセンター」という。）を平成23年12月に設置した。

以後の心のケアについて、令和元年12月の「復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針」の閣議決定を踏まえ、令和2年度に定めた「令和3年度以降の宮城県心のケア取組方針」に基づき、令和7年度の心のケアセンターの運営終了を見据えた上で、市町村や保健所等の地域精神保健福祉活動へ移行を進めてきた。

2 みやぎ心のケアセンターにおける活動実績

- 令和5年度の地域住民支援は、面接・電話相談件数1,940件（ピーク時の約1/4に減少）。



- 相談の契機は、「本人からの依頼」、「家族親族」の順で、精神障害者本人やひきこもりに関する家族等から相談が多い。
- 相談の背景は、「精神変調」、「健康上の問題」、「家族家庭問題」の順で多い。当初震災に起因して見られた「近親者の喪失」、「住居環境の変化」、「経済生活再建問題」は令和3年度以降大幅減少。
- 普及啓発、支援者支援は、ともに大幅減少。人材育成（専門研修、対応困難事例に対するスーパーバイズ）は、令和3年度から段階的に精神保健福祉センターに引継済み。

3 みやぎ心のケアセンターの令和7年度運営スケジュール

令和6年7月に心のケアセンターより示された「令和7年度運営スケジュール」は以下のとおり。

	みやぎ心のケアセンター		
	基幹センター	石巻地域センター	気仙沼地域センター
令和7年9月末まで	●市町村等への取組引継 ●業務終了	●市町村等への取組引継 ●業務終了	●市町村等への取組引継 ●業務終了
	↓	↓	↓
12月末	●残務整理	●残務整理	●残務整理
	↓		
令和8年3月末	●センター閉所	●センター閉所	●センター閉所

4 みやぎ心のケアセンターの閉所後の心のケア

心のケアは、心のケアセンターの閉所後も長期的に継続する必要があり、引き続き市町村や保健所等が連携して対応する。